

## 市場化テストと自治体行政

東海大学政治経済学部教授 前田 成東

### はじめに

1980年代以降の日本においては、様々な形で行政改革が推進されている。この間の主要な論点をまとめれば、「中央から地方へ」、「行政から民間へ」という大きな流れを指摘することができる。したがって、地方分権が本格的に進捗する現状において、自治体レベルではそれぞれの責任において公共サービス供給の仕組みを考案していくことが求められている。ここでは、公共サービスの供給主体として、行政とともに民間事業者、NPOなどの市民活動団体が念頭に置かれ、また、それぞれの主体間の協力の仕組みも多様化している。

このような流れの中で、20世紀末頃から「行政から民間へ」の流れを加速化する法整備が相次いでいる。PFI、指定管理者制度、地方独立行政法人制度、そして市場化テストである。市場化テストとは、現時点で行政が担っている公共サービスを民間にも開放し、競争原理を導入することで供給主体を決定する制度（主として官民競争入札）である。本稿では、こうした民間化の潮流を確認した上で、2006年の法制定によって導入された市場化テストに焦点を合わせて考察することにしたい。諸外国における市場化テストの動向を素描したのち、日本におけるその仕組みを明らかにし、とりわけ自治体行政における意義、課題を検討する。

### 1. 民間化の潮流

#### (1) 近年の日本における民間化の流れ

近年、自治体の公共サービスの供給をめぐる、新たな制度設計や制度改革が実施されている。ここでは、「行政より民間へ」あるいは「官から民へ」という発想の転換が強調されている。こうした転換に影響を与えているのが、NPM（New Public Management、ニュー・パブリック・マネジメント）という考え方であり、それをまとめると、第一に、市場の原理の導入によりエージェンシー化、民間委託等を積極的に推進すること、第二に、住民本位のサービス実現のため最少の費用でサービスを供給すること、第三に、行政が直接サービスを供給し、あるいは供給の仕組みに関与する際には、その根拠を住民に説明するという責任（アカウンタビリティ）が発生するということである（注1）。

ここでは、NPMの影響を受けたこのような流れを「民間化」（注2）と位置づけ、PFI、指定管理者制度、地方独立行政法人制度について、その概要を説明する。これらの諸制度は、本稿の中心的考察対象である市場化テストに先だって構築されている。

#### (2) PFI

PFI（Private Finance Initiative）とは、多様な公共施設等の建設、管理等にあたって、民間の資金、経営能力および技術的能力等を活用して行うものであり、日本では1999年に「PFI法」（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が制定された。法律の目的は、「民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営（これらに関する企画を含む。）の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」（同法第1条）と

されている。特色としては、低廉・良質な公共サービスの供給、公共サービスへの行政関与の改革、経済の活性化などが考えられる。

この制度の対象となる施設は、道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設、庁舎、宿舍等の公用施設、公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設、情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設、前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるものであり、対象は広い。PFIが従来型の公共事業発注方式と異なる点を述べる。従来型では、たとえば公共施設を建設・管理する際に、設計会社、建設会社、管理運営会社等と個別事務事業委託を締結していた。PFIでは、設計会社、建設会社、管理運営会社等が事業会社（特別目的会社）を設立し、行政は事業会社と一括契約を締結することが可能である。PFIが制度として構築されたことによって、民間の調達方法はコーポレート・ファイナンスからプロジェクト・ファイナンスへ移行するとされている。プロジェクト・ファイナンスとは、特定の事業に着目し、その事業収入だけで金融機関からの融資を返済する資金調達方法である。

PFIの主な課題としては、民間のいっそうの参入にともなうリスク分担をどうするのか、真に地域経済活性化につながっているのかというような点が指摘される。

### （３）指定管理者制度

指定管理者制度は、2003年における地方自治法の一部改正によって新たに制度化されたものである。これは、自治体による管理権限にもとづき、第三セクターなどの自治体の出資法人や公共団体が管理受託者として公の施設の管理を行う従来型の「管理委託制度」を改め、自治体の指定を受けた民間事業者が「指定管理者」として管理を代行できるという制度である。これは一種の規制緩和と捉えることもできよう。

新旧両制度を比較すると以下ようになる。「管理委託制度」においては、議会の承認（条例の制定）により管理受託者、施設の料金等が決定され、委託先は出資法人（いわゆる第三セクター、当該自治体出資比率50%以上）、公共団体（土地改良区等）、公共的団体（農協、漁協、生協、自治会等）などに限定されていた。一方「指定管理者制度」では、議会の承認（条例の制定）により指定管理者が施設管理運営を代行することになり、事業者である指定管理者の範囲に特段の制約がないことが最大の特徴である。したがって、民間企業のみならずNPO等を指定することも可能であり、実際に指定を受けているNPOも増加している。

指定管理者の指定手続、指定基準、業務の具体的範囲、管理基準等については条例により制定し、公募を原則としている。指定を受けた管理者は施設の使用許可を行うことができ、利用料金もその収入とすることができる。使用許可は一種の行政処分であり、それを民間事業者が行うことが可能となったのである。具体的にどのような施設が対象となるかということ、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設とされ、庁舎以外の道路、水道、文化施設、体育館（サッカー場等）、保養所、保育所、老人養護施設等の諸施設がその主な事例である。

この制度を実施するにあたっては、適切な管理主体の選択とサービス内容の継続的な監視が肝要となる。また、指定管理者への移行によって、従来業務を受託してきた出資法人は大きな影響を受けることになる。いわゆる外郭団体の改革も同時に推進することが重要となる。

### （４）地方独立行政法人制度

地方独立行政法人制度が発足したのは2004年4月1日であるが、これは国レベルの独立行政法人制度を範として構築されたものである。国は2001年に中央省庁改革を実施し、大規模な省庁改革を行ったが、それと同時に独立行政法人制度が発足した。国の美術館や博物館、研究所等を独立行政法人化し、国直轄から別法人としたのである。また、国立大学については、国立大学法人を制度化し、移行することになった。

国に引き続いて地方独立行政法人法が2003年7月2日に可決、2004年4月1日に施行された。その趣旨は、自治体レベルで当該自治体とは別の独立した法人格を持つ主体を創設し、事務および事業を行わせることで、自治体の事務の多様化に即応し、事務執行の効率化・弾力化を一層推進するという点である。法人化の対象組織は、試験研究機関、大学、公営企業（水道事業、地下鉄等の鉄道事業、自動車運送業、軌道事業、電気事業、ガス事業、病院事業、その他政令で定める事業）、社会福祉事業（保育所、介護施設）などであり、指定管理者と一部重複している。国同様、当初は大学、試験研究機関などが主な対象として想定されている。

ここで最大の課題は法人の種類と公務員制度との関係である。地方独立行政法人は、特定地方独立行政法人と一般地方独立行政法人に分類され、特定地方独立行政法人はいわゆる公務員型で、法人に移行しても職員の身分は公務員として継続する。しかし、一般地方独立行政法人は非公務員型で、法人に移行した際に職員の身分は公務員ではなくなる。公務員型であっても、給与に関しては、業績評価の導入による変化が予想される。

公務員制度との関係以外にも、議会によるチェック機能の低下、当該自治体の情報公開制度との関係などの課題が指摘される（注3）。

## 2. 諸外国における市場化テスト

### (1) 概要

上述した民間化の流れをさらに推進する制度として注目されるのが市場化テストである。国によって制度は異なるものの、欧米諸国においては類似した仕組み（官民競争入札）を導入している。ここでは、アメリカ合衆国、オーストラリアについて紹介し、強制競争入札をはじめ各国に影響をおよぼしたイギリスについては、項をあらためて後述する（注4）。

アメリカ合衆国では、連邦レベル、自治体レベルのいずれにおいても官民競争入札を導入している。先行したのは連邦政府であり、1966年の時点で官民競争入札制度（A-76通達）が導入されていたが、任意的手法であったため浸透しなかった。その後、1990年代に国防費削減を目的として国防総省が実施し、さらにクリントン政権下における行政改革の一環として、1998年に「連邦政府業務棚卸改革法（Federal Activities Inventory Reform Act: F A I R法）」が成立した。この法律では、全省庁においてその所掌事務を「政府固有の業務」か「民でも担うことが可能な商業的業務」かに分類した。このような考え方はブッシュ政権でも継承され、後者に分類される業務については、各省庁の判断で市場化テストを実施している。自治体レベルでは、インディアナポリス市における1990年代の取り組みが知られており、下水道料金の徴収、公営ゴルフコースの運営などの業務が民間に落札された。

オーストラリアでは1990年代の行政改革において市場化テストが実施された。連邦政府レベルでは、財政状況の悪化にともなう行政の効率性向上、コスト削減による財政赤字からの脱却が目的であったが、特徴的なのは、法律の制定による制度ではないということである。政府委員会の報告書、それにもとづくガイドラインによる運用である。したがって、事業分野や状況に応じて弾力的な運用がなされている。自治体レベルでも州政府やキャンベラなどで独自に構築されている。

両国の事例を概観したことで、以下の点をまとめとして指摘しておきたい。第一に、市場テストは国レベル、自治体レベルの双方に導入されているということであり、自治体に目を向けると、必ずしも国の法律による統一的な適用ではなく、独自の制度設計が重視されているということである。第二に、国レベルにおいても、法律制定による制度とは限らないという点であり、運用方法は多様だということになる。第三に、市場化テストによる入札は行政と民間との競争を促進することが主眼であり、民間に落札されることは決定していない。アメリカの事例で紹介したインディアナポリス市では、公の建造物管理や車両の保守および管理について、入札の結果行政が落札している。

## (2) イギリスにおける強制競争入札 (CCT)

### (a) イギリスにおける導入の背景

1980年代以降の行政改革をふり返ると、政治家のリーダーシップが大きな影響をおよぼしていることが理解できる(注5)。アメリカ合衆国のレーガン大統領、イギリスのサッチャー首相などは、その代表例としてあげられよう。サッチャー首相は、その在任中に効率室、ネクストステップ室、市民憲章室などの外部有識者を含む改革推進組織を首相直属として設置した。サッチャーの後継であるメージャー首相とともに、強制競争入札、PFI、中央省庁改革におけるエージェンシー化(注6)などの諸改革を制度化したのである。公共サービスの供給においては、「バリュー・フォー・マネー」という思想を基軸に据え、複雑多様化する行政需要を最小のコストで供給するための諸方策を考案することに力を注いだ。強制競争入札は、そのもっとも典型的な手法である。

### (b) 強制競争入札の概要

「強制競争入札制度」(Compulsory Competitive Tendering)は、サッチャー首相が就任した翌年である1980年に制度化された(注7)。自治体の事務事業について民間事業者と同一基準で入札することを義務づけたものである。まず指摘しておきたいことは、前述のアメリカ、オーストラリアと異なり、国の法律によって自治体を拘束する制度という点である。

当初は「1980年地方自治・土地・計画法」において導入された制度は、数度の法改正などにより、段階的に対象事業を拡大していった。その過程で、いわゆる現業部門中心から企画部門までその範囲に含めるなどの改革が実施された。なお、メージャー政権時代には、中央省庁の業務にも市場化テストが導入されたが、それは自治体とは異なり強制ではなかった。

自治体における導入時期ごとの主な対象業務は以下のとおりである(注8)。

- 1980年：建築請負、公共建築物維持管理、道路維持管理(2万5000£超)
- 1988年：ごみ収集、公共建築物清掃、道路清掃、学校給食、公用車維持管理
- 1989年：スポーツ・レジャー施設維持管理
- 1994年：路上駐車場管理、公営住宅維持管理、建築設計
- 1995年：情報処理、財政

前述したとおり、段階的に一般事務系統にも対象がおよんできている。法律にもとづいて、対象となった業務については、官民競争入札を義務づけることとなる。自治体には選択肢は存在しない。ここに“強制”の意味がある。また、各業務には契約期間があり、民間に落札された場合には自治体の当該部局の職務がなくなるため組織は廃止される。なお、対象となった事業については、行政が落札しても行政組織の本体からは分離され、原則として独立採算性への移行が義務づけられていた。

### (c) 強制的廃止へ

強制競争入札というドラスティックな改革手法については、課題も少なくなかった。なによりも、当初より価格面での競争ばかりが強調されているという批判があった。そこで、段階的に業務が拡大するのと軌を一にして、質の評価を導入するようになった。また、職員の処遇についても大きな議論となった。官(行政)が落札できず、組織が廃止された場合には、職員を落札した事業者が雇用する原則があったが、公務員としての給与、身分が保障されないため、実際には一定人数は退職したとされる。そして、国の法律によって強制することは自治権の侵害であるという主張が根強かった。その後、強制については、プレア労働党政権の2000年に廃止されている。

### 3．日本における市場化テストの概要と課題

#### (1) 民間開放の議論と法制定

##### (a) 規制緩和から規制改革へ、そして民間開放へ

規制緩和および規制改革については、1980年代以降の行政改革の中で、つねに主要論点の一つであり続けた(注9)。政府は1994年に設置した行政改革委員会における議論を始めとして、計画的に規制緩和を実施してきた。1990年代の末になると、規制緩和よりは規制改革の用語が使用されるようになった。それは、1999年に行政改革推進本部の規制緩和委員会が規制改革委員会と改称されたことが大きな要因であるが、適正な規制のあり方を模索するという観点が重視されたことに他ならない。

その後、構造改革特区制度を構築する原動力となった総合規制改革会議が2001年に設置され、さらに、その後継組織として、2004年に総合規制改革・民間開放推進会議が設置された。規制緩和、規制改革に加え、民間開放という新しい用語を使用したことにより、民間化への流れは加速することになったといえよう。この審議会で議論されたのが、日本における市場化テストであり、その根拠となる法律の制定である。

##### (b) 「公共サービス改革法」の制定

2001年における中央省庁改革において内閣府が新設され、そのもとに経済財政諮問会議が設置された。ここでも、市場化テストに該当する内容が議論されていたが、本格的な検討は上述の総合規制改革会議で行われた(注10)。この審議会で答申を受けて2004年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、導入に向けた調査、研究が開始された。

規制改革・民間開放推進会議時代の2005年9月には、「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて」において、市場化テストを導入するための法律制定が明記され、さらに同年12月には同会議の第二次答申において、法案の国会への早期提出、市場化テストのモデル事業として社会保険庁関連業務、ハローワーク関連業務、自治体が実施する業務などが列挙された。そして、2006年2月に法案は閣議決定され、国会に提出された。

法律の名称は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」であり、「市場化テスト法」、「公共サービス改革法」などと呼ばれることもある。2006年6月2日に可決、同年7月に施行となった。同法の第一条によれば、「この法律は、国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革(以下「競争の導入による公共サービスの改革」という。)を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手續、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定めるものとする。」と規定されており、この1本の法律によって国、自治体双方の官民競争入札などが規定されている。これは前述した諸外国の事例とは異なっている。

法律の基本理念としては、第一に、競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行うことが掲げられている。第二に、こうした見直しを通じ、公共サービスのうち、国の行政機関等、自治体の事務・事業として行う必要のないものは、廃止するという点である。

こうした目的、基本理念の中核を構成しているのが、市場化テストである。

## ( 2 ) 日本における市場化テスト

### ( a ) 市場化テストの概要

市場化テストとは、前述の諸外国の事例同様に、一般的に説明すれば「官民競争入札」のことである。政府部門が主としてその供給を独占してきた公共サービスについて、行政と民間が対等な立場で競争入札に参加し、価格と質の両面でもっとも優れた主体が、そのサービスの供給を担っていくこととする制度である(注11)。導入の目的としては、公共サービスの質の向上、経費・人員の削減に代表される公共サービスの効率化、民間のビジネスチャンスの拡大などが想定されている。なお、市場化テストには「官民競争入札」とともに「民間競争入札」も含まれており、サービスを民間に移行することを前提とした入札の方式もありうる。

当初は国が率先して実施するという観点から複数のモデル事業を提示していたが、法制定により対象は広範囲にわたっている。実際には、広く国の行政機関などが実施する公共サービスの中から、官民競争入札・民間競争入札または廃止の対象業務を選定することとしている。ここには、国の省庁組織以外の独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人および特殊法人(株式会社形態を除く)が含まれている。本稿の主たる考察対象は自治体であるため、以下は自治体の市場化テストについて述べる。

### ( b ) 自治体の市場化テスト

「公共サービス改革法」においては、自治体も市場化テストを実施する主体に位置づけられている。国が率先しつつ、自治体が官民競争入札および民間競争入札を実施することが可能となる制度的な環境整備を国が実施することが、当初からの課題であった。まず制度的な制約要因として、現行法で公務員のみが担当できる自治体の業務について、官民競争入札などの対象とするためには、法令上の特例を設定する必要がある。公共サービス改革法では、そうした特例業務を「特定公共サービス」としている。公共サービスを民間事業者が担う場合に必要となる資格や規制緩和などの措置に関する法令上の特例を設けることになる。そして、「特定公共サービス」について、官民競争入札などを実施し、民間事業者がサービスを実施することが可能となる。なお、公共サービス改革法自体に盛り込まれている特例措置によって対象とされる「窓口6業務」がある。戸籍謄本、納税証明書、外国人登録原票、住民票、戸籍の附票、印鑑登録証明書である。一方、法令上特例の適用が必要ない業務については、自治体が独自の判断によって、地方自治法および地方自治法施行令にもとづいて規則などに手続きを規定することで、官民競争入札などを実施することが可能となる。地方分権時代に相応しい制度設計である。自治体が市場化テストを実施する際の流れは以下のとおりである。

- 自治体が「特定公共サービス」に関する情報の公表を踏まえ、規制の緩和等を国に要望
- 「公共サービス改革基本方針」で政府が講ずべき措置を閣議決定(法令上の特例措置)
- 自治体は民間事業者から意見を聴取し、「実施方針」で競争入札の対象とする「特定公共サービス」を選定・公表
- 自治体は「実施要領」を作成し、競争入札を実施(条例により定められる合議制の機関がチェック)
- 質、価格等の面でもっとも優れた主体が「特定公共サービス」の供給者に決定

最終的に行政、民間事業者の何れかが落札してサービスの供給主体となるが、行政が落札した場合でも、入札を経ているために効率化の努力を行いながらサービスを継続することになる。一方、民間事業者が落札した場合には、新しい発想と工夫によりサービスを供給することになるが、そこにはいくつかの課題が存在する。以下、項をあらためて述べる。

### (3) 市場化テストと基礎自治体 - その課題

市場化テストを通じて公共サービスを民間化するにあたって、いわば「官から民への」移行にともなう課題は様々である。まず、移行にともなう“危機管理”としてどのような制度設計がなされているかについて、確認しておきたい(注12)。第一に、個人情報保護との関係である。公共サービス改革法においては、サービスを担う民間事業者に対して秘密保持義務を課しており、違反した際の罰則規定も盛り込まれている。しかし、情報は流出してしまった時点で問題となるため、その保護に関しては十分な注意が必要である。第二に、民間事業者の職員としての位置づけである。これについては、「みなし公務員」規定が適用されるため、公務員としての犯罪の構成要件に該当することがある。たとえば、民間事業者が贈収賄を行った場合には贈収賄の罪に問われるのである。第三に、サービス水準維持のための監督規定の設置である。自治体は、民間事業者に対して報告を求め、事業所への立入検査や質問を行うこと、また、必要な場合には指示を行うことも可能である。チェック機能の確保という点から、この機能が形骸化しないように努めることが肝要である。

このほかにも、市場化テストの制度自体には様々な問題点がある。主な点を指摘しておきたい。

第一に、民間事業者が落札した際の職員(公務員)の取り扱いである。究極的には地方公務員法の規定(第28条第1項第4号)にもとづいて分限処分を行うことも可能である。しかし、現実問題として労働の場を奪うことは慎重でなければならず、安易な分限は行うべきではないであろう。自治体全体として職員の新規採用抑制、人事異動などの方法によって対応せざるをえないと考えられるが、小規模な自治体ほど困難な部分が多い。当該自治体としての行政改革の全体像、定員計画などとバランスをとった運用が必要となる。

第二に、情報公開である。前半で紹介した様々な民間化手法でも同様であるが、住民サービスのあり方に大きな影響をおよぼす可能性のある供給主体の変化について、積極的に情報公開を進めていく必要がある。住民の側から見て、「知らない間に移行していた」と思われぬような情報公開、さらに進んでパブリック・コメント制度なども積極的に導入し、住民サービスのあり方を行政と住民がともに考える仕組みづくりがのぞましい。

### おわりに

本稿では、2006年の法制定によって導入された市場化テストについて、その背景、現状、課題について考察してきた。本号の公刊時(2007年3月)においては、法制定から間もないため、検討対象となる事例も少なく、一般論に終始していることをお断りしておきたい。世紀転換期から急速に進捗する民間化の方向は今後も継続されると考えられる。なかでも、市場化テストは自治体行政に少なからず影響をおよぼすことになる。

八王子市では具体的な検討を行っていないが(本号公刊時)、地域によって異なる行政需要を効率的に充足する必要があるため、いずれ本格的に取り組む時期が訪れる可能性がある。その際には、「民間化ありき」ではなく、“地域における”公共サービスのあり方を“地域の手で”検討することが求められる。行政は、議論の場を設定することと積極的な情報公開に努めなければならない。また、民間化の際の民間には、民間事業者だけでなくNPOなどの市民活動団体を念頭に置くことが一層重要となる。

近年の民間化の流れにおいては、これはNPMの発想自体に内在していることであるが、住民を「顧客として」捉え、「顧客に対する」サービス向上を強調しているといえる。これは誤ったことではないが、本来「顧客による」サービスの検討があつてしかるべきである。住民による自治とは本来そうしたことであり、地方自治の本旨にも直結することである。その仕組みづくりこそ、分権時代の自治体に求められる課題である。

## 注

- 1) NPMに関する記述は、大住荘四郎『ニュー・パブリック・マネジメント』日本評論社、1999年を参照した。また、PFI、指定管理者制度、地方独立行政法人制度についての記述は、前田成東「自治体運営のあり方を展望する」佐藤竺監修/今川晃・馬場健編著『市民のための地方自治入門』改訂版、2005年、197-214頁に依拠している。
- 2) 「民間化」という用語は、「政府から民間へ」、「官から民へ」という流れの総称として用いている。公的組織から民間組織への移行を主として意味する「民営化」とは用法を区別している。
- 3) PFI、指定管理者制度、地方独立行政法人制度については、対象分野が一部重複しており、自治体においては制度選択が必要となる。
- 4) 各国における市場化テストの概要については、規制改革・民間開放推進会議/市場化テスト・ワーキング・グループ『市場化テストに関する海外事例調査報告書』2005年、本間正明・市場化テスト研究会『概説市場化テスト - 官民競争時代の到来』NTT出版、2005年などを参照した。アメリカ合衆国、オーストラリア、イギリスは、市場化テストの先進事例として取り上げられることが多い。
- 5) イギリスの行政改革の概要については、前田成東「行政改革の動向」今村都南雄ほか『ホーンブック基礎行政学』北樹出版、2006年、204-222頁を参照した。
- 6) 行政の職務を政策管理部門と執行（実施）部門に大別した上で、執行（実施）を担当する部門は原則として行政本体から切り離し、エージェンシーとして独立させるというものである。新たに別組織として設立されたエージェンシーに対しては、民間の経営手法が導入される。日本の独立行政法人制度の原型とされている。
- 7) 強制競争入札については、注4）、注5）の文献のほか、稲沢克祐『自治体の市場化テスト』学陽書房、2006年を参照した。
- 8) 稲沢、注7）の文献、53頁の表から主な事例を抜粋。なお、同書71頁の表には1995年の自治体の落札割合と落札額割合が掲載されている。落札割合では、「ゴミ収集」（80%）、「グラウンド維持管理」（56%）、「道路維持」（50%）などが高く、「建物維持管理」（17%）、「建築請負」（29%）、「公用車維持管理」（33%）、「給食配給」（33%）などが低くなっている。
- 9) 規制緩和、規制改革そして民間開放への流れについては、前田、注5）の文献を参照した。
- 10) 「公共サービス改革法」の制定過程については、内閣府公共サービス改革推進室編『詳解公共サービス改革法』ぎょうせい、2006年のほか、内閣府公共サービス改革推進室HP（<http://www5.cao.go.jp/koukyo/>）などを参照。
- 11) 自治体の市場化テストの概要については、注10）の参考文献の他、地方行政改革研究会編『1冊でわかる！地方公共団体のアウトソーシング手法』ぎょうせい、2007年、市場化テスト推進協議会編著『市場化テスト』学陽書房、2007年などを参照した。
- 12) 市場化テスト推進協議会編著の注11）の文献、57-58頁による。

## 参考文献

- ・ 佐藤竺監修/今川晃・馬場健編著『市民のための地方自治入門』改訂版、2005年
- ・ 本間正明・市場化テスト研究会『概説市場化テスト - 官民競争時代の到来』NTT出版、2005年
- ・ 今村都南雄ほか『ホーンブック基礎行政学』北樹出版、2006年
- ・ 内閣府公共サービス改革推進室編『詳解公共サービス改革法』ぎょうせい、2006年
- ・ 内閣府公共サービス改革推進室編『よくわかる！公共サービス改革法（市場化テスト法）入門』ぎょうせい、2006年
- ・ 稲沢克祐『自治体の市場化テスト』学陽書房、2006年
- ・ 地方行政改革研究会編『1冊でわかる！地方公共団体のアウトソーシング手法』ぎょうせい、2007年
- ・ 市場化テスト推進協議会編著『市場化テスト』学陽書房、2007年

（まえだ しげとう・八王子市都市政策研究会議委員）